

製造機械設備修理助成金のご案内

久喜市商工会工業部会では、小規模事業者【製造業】の事業継続の支援を目的として、久喜市内の事業所内に設置済みの製造機械設備の修理費用について、費用の一部を助成いたします。令和6年4月1日から令和7年2月28日の期間において修理を行う際は、機械設備修理助成金制度を是非ともご活用ください。

- 1. 対象費用** 久喜市内の事業所内に設置済みの製造機械設備の修理費用で、今後の業務で使用するもの。
※移動式のもの、消耗品等は対象外となります。また、毎年かかる定期的なメンテナンス費用や保証料、機械の撤去なども補助対象外となります。
- 2. 助成額** 修理費用（税抜）の50%（千円未満切り捨て）（上限5万円） 1企業1回限り
※総助成金額が予算を超えた場合、その時点で終了となります。
(例) 修理費用 55,000円 $55,000 \times 50\% = 27,500$ 助成金額 27,000円 (千円未満切り捨て)
修理費用 300,000円 $300,000 \times 50\% = 150,000$ 助成金額 50,000円 (上限5万円)
- 3. 対象** ●商工会会員企業であり小規模事業者（常時使用する従業員20名以下）の製造業であること。
●令和6年4月1日～令和7年2月28日までに修理及び支払いが完了するもの。
●経営革新計画承認済みまたは経営革新計画に取り組む見込みであること。
※今回は小規模事業者【製造業】のみが対象となります。
※製造機械設備が対象となります。製品の製造以外に利用することができる汎用性の高い機械設備等は対象外となります。（パソコン、タブレットなど）
- 4. ご利用方法** ①裏面の申請書に必要事項をご記入の上、見積書の写し及び修理前の製造機械設備の写真を添付し、久喜市商工会本・支所へご提出ください。
②後日、本会より決定通知書及び報告書様式をお送り致します。
③報告書へ必要事項をご記入の上、領収証及び修理の内容がわかる資料（修理業者の完了報告書等）の写し、修理後の製造機械設備部分の写真を添付し、久喜市商工会本・支所へご提出ください。
- 5. 申込** 裏面申請書にご記入、必要書類を添付の上、修理2週間前まで（最終受付日：令和7年2月13日（木）まで）に久喜市商工会本・支所へご提出ください。（※申請書提出の先着順となります。予算を超えた時点で受付終了となります。）
- 6. お問い合わせ** 久喜市商工会 本 所 ☎ 21-1154 FAX 21-2337
菖蒲支所 ☎ 85-0311 FAX 85-1028
栗橋支所 ☎ 52-1559 FAX 52-1567
鷺宮支所 ☎ 58-1202 FAX 58-2227

工業部会 製造機械設備修理助成金事業 助成金申請書

●内容をご確認頂き、をお願い致します●

- ①久喜市内の事業所に設置済みの製造機械設備（移動式、消耗品を除く）の修理であり、
今後自社の製造業務で使用します。
- ②令和6年4月1日~令和7年2月28日までに、修理及び支払いが完了するものです。
- ③当社は小規模事業者（常時使用する従業員20名以下）であり、製造業です。

事業所名	(従業員数= 名)
担当者氏名	
住所	〒(-)
TEL FAX	
設備機器名	
修理業者	
修理内容	
修理予定月	令和_____年 _____月
修理予定金額 (税抜)	
申請金額	※千円未満切り捨て _____円

※申請書提出の先着順となっておりますので、お申込みはお早めをお願い致します。
(総助成金額が予算を超えた時点で受付終了。)